

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第
14条第2項に基づくインターネット異性紹介事業の廃止命令に係る処分基準新旧対
照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新																
処 分 基 準 令和2年1月10日作成 <table><tr><td>法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第14条第2項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の廃止命令</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条（欠格事由） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第2条の2（心身の故障により事業を適正に行うことができない者）</td></tr><tr><td>処 分 基 準： インターネット異性紹介事業者が法第8条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする。</td></tr><tr><td>問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	根 拠 条 項：第14条第2項	処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の廃止命令	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条（欠格事由） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第2条の2（心身の故障により事業を適正に行うことができない者）	処 分 基 準： インターネット異性紹介事業者が法第8条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする。	問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185	備 考：	処 分 基 準 令和●年●月●日作成 <table><tr><td>法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第14条第2項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の廃止命令</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条（欠格事由） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第2条の2（心身の故障により事業を適正に行うことができない者）</td></tr><tr><td>処 分 基 準： インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする。</td></tr><tr><td>問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	根 拠 条 項：第14条第2項	処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の廃止命令	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条（欠格事由） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第2条の2（心身の故障により事業を適正に行うことができない者）	処 分 基 準： インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする。	問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185	備 考：
法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律																	
根 拠 条 項：第14条第2項																	
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の廃止命令																	
原権者（委任先）：福岡県公安委員会																	
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条（欠格事由） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第2条の2（心身の故障により事業を適正に行うことができない者）																	
処 分 基 準： インターネット異性紹介事業者が法第8条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする。																	
問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185																	
備 考：																	
法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律																	
根 拠 条 項：第14条第2項																	
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の廃止命令																	
原権者（委任先）：福岡県公安委員会																	
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条（欠格事由） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第2条の2（心身の故障により事業を適正に行うことができない者）																	
処 分 基 準： インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする。																	
問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185																	
備 考：																	